

意見書

平成21年9月7日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしや けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

とりしまりやくしやちょう ふじの たかお

取締役社長 藤野 隆雄

連絡先

TEL

FAX

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章		具体的内容
第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	1. FTTx サービス	<p>(1) FTT Hサービスの屋内配線</p> <p>[戸建て向け屋内配線の転用ルールについて]</p> <p>本答申案において、「屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当」との整理がなされておりますが、実質的にはFTTH未導入者への営業活動を行わず、FTTH導入済利用者のキャリアチェンジを目的とした営業活動だけに注力しようとする事業者の動きを助長する懸念があります。</p> <p>戸建て向けFTTHの屋内配線の敷設にあたっては、敷設場所が利用者宅内であることから、利用者毎に全て工事内容が異なり、また慎重かつ丁寧な作業が必要である等、FTTH工事のなかで最もきめ細やかな対応を要するものであります。</p> <p>キャリアチェンジを目的とした営業活動だけに注力する事業者は、このような屋内配線敷設に係る対応等に努力する必要がないという点で、屋内配線を含め設備構築を行う事業者に比べ、競争上優位になります。</p> <p>このことは、設備構築が終わっているメタル回線と異なり、整備途上である光ファイバに対する設備投資意欲の低下、ひいてはFTTHによるブロードバンド環境整備の停滞にも繋がりがかねません。</p> <p>従いまして、転用ルールの整備にあたっては、その対象となる事業者双方が自ら屋内配線を含め設備構築に尽力する事業者であることを要件に加えるとともに、偏った営業活動がなされないよう、対象事業者の屋内配線の敷設状況、転用状況を定期的にチェックする等の仕組みを設けることが、当面の間、必要であると考えます。</p> <p>また、宅内設備(ONU等)を自ら設置する事業者間のキャリアチェンジの際には、新旧事業者それぞれによる当該設備の設置工事、撤去工事が必要となるケースが大半と想定されるため、屋内配線の転用によって宅内工事が不要となる等と、利用者に誤解を与えることのないよう適切に情報提供することも肝要と考えます。</p> <p>利用者ニーズに沿って利用者の負担軽減を図ることは重要ですが、設備構築をベースとした公正競争環境を確保することも必須と考えますので、転用ルールの濫用、さらには設備構築を行わない事業者による安易なキャリアチェンジを目的とした営業活動がなされることのないよう十分な措置を講じていただくことを要望いたします。</p>

章		具体的内容
第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	1. FTTx サービス	(2)ドライ カップの サブアン バンドル (FTTR サービス)
	2. DSL サービス	(1)電話 重畳型D SLサー ビスの事 業者名 申込み
	3. 固定 ネットワ ークイン フラの利 活用	(1)中継 ダークフ アイバの 空き芯線 がない区 間での WDM装 置の設 置
		<p>【接続料設定の考え方について】</p> <p>指定電気通信設備に係る接続料設定にあたっては、所要コスト(設備コストベース)に適正利潤を加えて設定のうえ、当該所要コスト等が適正かどうかを厳密に検証することで接続料の適正性を担保するという原則を堅持すべきであると考えます。</p> <p>また、当該所要コスト等について、それを利用する接続事業者が応分の負担を行い、事業者間の公平性を確保することが重要であると考えます。</p> <p>本答申案に提示されております電話重畳型DSLサービスの事業者名申込スキームにおける回線管理運営費の取扱いやWDM装置設置区間における中継ダークファイバの一波長単位での接続料設定の考え方は、上記原則等を踏まえた整理であると考えます。</p> <p>一方で、ドライカップのサブアンバンドルにおいて、サブアンバンドルされた下部区間の保守等に上部区間を利用する必要があるにも関わらず、その設備・保守コストを考慮しないという整理は、コストと接続料の関係性が不透明であり、適切ではないと考えます。</p> <p>特に、NTT東西以外にも、設備構築をベースに競争を行う事業者が存在する状況下においては、設備構築事業者を含めて公平かつ適正な接続料設定を行うことが、公正競争上重要でありますので、配意いただくよう改めて要望いたします。</p>

章			具体的内容
第5章 固定通信 と移動通 信の融合 時代等に おける接 続ルール の在り方	1. 接続 料算定 上の課 題	(3)その他	<p>[加入光ファイバ接続料の見直しについて]</p> <p>NTT東西が独占し設備構築が終わっているメタル回線とは異なり、設備構築事業者がNTT東西以外にも存在している光ファイバについては、その接続料水準次第で、設備構築事業者の事業環境に多大な影響を与えるものです。</p> <p>そのため、当該接続料の設定にあたっては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申(※)にあるように、設備競争に与える影響について十分留意いただくことを強く要望いたします。</p> <p>また、これまでの加入光ファイバの接続料は将来原価方式にて算定され、加えて現接続料の認可時においては、政策的要請に基づき需要予測の見直し等が行われましたが、次期接続料算定に際しては、実績原価方式にて算定することを、まずは念頭におくべきであると考えます。</p> <p>なお、FTTHにおける分岐端末回線単位での接続料設定については、設備構築事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、設備構築をベースとした公正競争を阻害するため、引続き実施すべきではないと考えます。</p> <p>※平成20年3月27日付情報通信審議会答申(抜粋)</p> <p>④更に、NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供を行う事業者は、ダークファイバ需要予測の見直しにより接続料(設備コストに相当)が低廉化する分、FTTHサービスの提供コストを低廉化させることが可能となる一方で、自ら設備を敷設してサービス提供を行う事業者は、設備コストを低廉化させるためには、自らの事業運営の効率化が必要となり、それには一定の限界があることにかんがみれば、接続料の低廉化効果が設備競争の進展に支障を与えることのないように留意することが必要となる。</p>

以 上